

仙台市防災会議条例の改正について

1 改正の概要

防災会議の充実を図るため、委員として充てる者の中に「市長が防災に関して識見を有すると認めた者」を新たに加えるとともに、定数を増員したものの。

(改正前) 65人 → (改正後) 75人

(平成24年第1回定例会議決、施行日：平成24年3月26日)

2 新たに就任する機関及び氏名（外部機関）

氏名	機関名等	職名等
公共的団体		
武田 薫夫	仙台市連合町内会長会	会長
松本 淑子	仙台市民生委員児童委員協議会	理事
森 妙子	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会	会長
荒井 美佐子	仙台商工会議所	女性会副会長
佐藤 政一	(福)仙台市社会福祉協議会	会長
阿部 一彦	(財)仙台市障害者福祉協会	会長
池田 規子	(財)仙台国際交流協会	副理事長
木須 八重子	(公財)せんだい男女共同参画財団	副理事長
防災に関し識見を有する者		
宗片 恵美子	NPO法人 イコールネット仙台	代表理事
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ	

※今回の震災において避難所運営等が課題となったことから、地域団体・市民団体等の代表の方に委嘱を行ったもの

仙台市防災会議委員

機関名	委員		消防団(7名)	
指定地方行政機関(8名)	委員職名	委員氏名	委員職名	委員氏名
東北財務局	局長	北村 信	青葉消防団長	熊谷 繁勝
東北地方整備局仙台河川国道事務所	所長	桜田 昌之	宮城野消防団長	福來 隆
東北経済産業局	局長	山田 尚義	若林消防団長	佐藤 守行
東北運輸局	局長	長谷川 伸一	太白消防団長	高橋 次男
仙台管区气象台	台長	川津 拓幸	泉消防団長	今野 信一
宮城海上保安部	部長	大久保 安広	宮城消防団長	加藤 稔
東北農政局	局長	佐藤 憲雄	秋保消防団長	佐藤 壽晴
仙台森林管理署	署長	嶋崎 省	仙台市(23名)	
自衛隊(1名)	委員職名	委員氏名	委員職名	委員氏名
陸上自衛隊第22普通科連隊	連隊長	永田 真一	市長(会長)	奥山 恵美子
宮城県知事部局(1名)	県知事部局		副市長	藤本 章
宮城県	総務部危機管理監	石森 建二	危機管理監	佐藤 孝好
宮城県警察(6名)	委員職名	委員氏名	総務企画局長	高橋 一典
宮城県警察本部	仙台市警察部長	菅原 由弘	復興事業局長	山田 文雄
仙台中央警察署	署長	横山 利春	市民局長	上田 昌孝
仙台南警察署	署長	阿部 英明	健康福祉局長	高橋 宮人
仙台北警察署	署長	清水 政則	子供未来局長	西城 正美
仙台東警察署	署長	倉島 英明	環境局長	大友 望
泉警察署	署長	遠藤 和雄	経済局長	高橋 裕
指定公共機関(7名)	委員職名	委員氏名	都市整備局長	小島 博仁
東日本旅客鉄道(株)仙台支社	取締役支社長	里見 雅行	建設局長	吉川 誠一
東日本電信電話(株)宮城支店	支店長	五十嵐 克彦	青葉副区長	並河 紋子
東北電力(株)仙台営業所	所長	中畑 直人	宮城野区長	曳地 泰志
日本通運(株)仙台支店	執行役員兼支店長	村上 浩之	若林区保健福祉センター所長	赤井 由紀子
日本赤十字社宮城県支部	事務局長	鈴木 隆一	太白区長	西堀 耕造
日本放送協会仙台放送局	局長	菅 俊秀	泉区保健福祉センター所長	下川 寛子
東日本高速道路(株)東北支社仙台管理事務所	所長	青木 喜久雄	消防局長	高橋 文雄
指定地方公共機関(5名)	委員職名	委員氏名	教育長	青沼 一民
東北放送(株)	報道制作局長	佐々木 一則	水道事業管理者	山内 晃
(株)仙台放送	報道局長	大沼 浩一	交通事業管理者	中鉢 裕
(株)宮城テレビ放送	報道制作局長	佐藤 久朋	ガス事業管理者	佐藤 均
(株)東日本放送	役員待遇コンテンツセンター長兼報道制作局長	加藤 昌宏	病院事業管理者	遠藤 一靖
(株)エフエム仙台	放送本部放送部長	澁谷 彰一		
公共の団体(10名)	委員職名	委員氏名		
仙台市医師会	会長	永井 幸夫		
宮城中央森林組合	代表理事組合長	赤間 長男		
仙台市連合町内会長会	会長	武田 篤夫		
仙台市民生委員児童委員協議会	理事	松本 淑子		
仙台市婦人防火クラブ連絡協議会	会長	森 妙子		
仙台商工会議所	女性会副会長	荒井 美佐子		
(福)仙台市社会福祉協議会	会長	佐藤 政一		
(財)仙台市障害者福祉協会	会長	阿部 一彦		
(財)仙台国際交流協会	副理事長	池田 規子		
(公財)せんだい男女共同参画財団	副理事長	木須 八重子		
防災に関し識見を有する者(2名)				
NPO法人 イコールネット仙台	代表理事	宗片 恵美子		
ラジオパーソナリティ		板橋 恵子		

仙台市防災会議条例

昭和37年12月24日

仙台市条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、仙台市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 仙台市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 仙台市(以下「市」という。)の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は七十五人以内とする。
 - 一 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 二 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - 三 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 四 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - 五 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 六 市の地域において業務を行う公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
 - 七 市の教育長
 - 八 市の消防長及び消防団長
 - 九 市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者
 - 十 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和38年3月規則第6号で、昭和38年3月30日から施行)

附 則(昭62、9・改正)

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則(昭63、2・改正)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則(昭63、12・改正)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平元、3・改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平11、12・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平24.3・改正)

この条例は、公布の日から施行する。